

基本目標Ⅱ 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進

男女共同参画は、労働の場・地域・家庭等において男女が対等な関係に立ち、様々な活動に参画^{※8}する機会が確保される必要があります。少子高齢化や人口減少により、労働力人口が減少していることから女性が働きやすい環境整備を進めることが必要です。

しかし、結婚や出産によって離職を余儀なくされる女性は少なくありません。また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っていることに起因して、女性の仕事と家庭の両立が厳しい環境に置かれていることから、今後は男女がともに能力と個性を發揮できる環境づくりが必要です。

また、従来から取り組まれてきた各種審議会における女性参画促進に加えて、地域防災においても女性の視点を入れた体制構築が求められており、取り組みの継続・強化が必要です。

市民の皆さんに期待される取り組み

- さまざまな意思決定の場に、男女がともに積極的に参加し、話し合しましょう。
- 男女がともに育児・介護休業制度等を積極的に活用しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- 男性の仕事、女性の仕事などの先入観をなくし、個人の能力や意欲により仕事ができる環境づくりに努めましょう。
- 研修会などを行い、女性の人材育成に努めましょう。
- 男女ともに、育児・介護休暇制度を取得しやすい職場づくりに努めましょう。

重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

2020(令和2)年度に実施した意識調査では、「自治会などの集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言することができにくい雰囲気や状況はあると思いますか」との問いに、「できにくい雰囲気や状況はあると思う」との回答の割合は38.6%となっており、前回調査では40.4%だったことから、10年間でほぼ変化は見られませんでした。

本市では、第二次宇佐市総合計画において、2019(令和元)年度迄の「女性の審議会等への登用率」の目標値を35%、2024(令和6)年度迄を目標値40%に設定し、全庁的な取り組みを実施していますが、現状は25%前後を推移しています。

このような状況は、本市だけではなく全国的に各種審議会等のみでなく職場や組織に共通するものであったことから、政府は2020(令和2)年に策定した第5次男女共同参画計画において「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との従来の方針を「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取り組みを進める」と改めました。

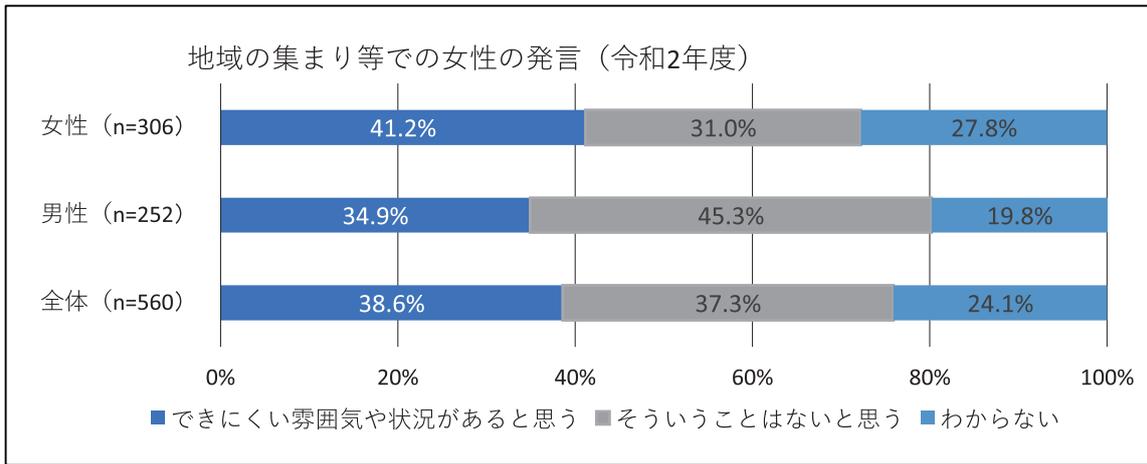
しかし、高齢化や人口減少に伴って、あらゆる分野での女性参画は必要であることから、本市では今後も様々な啓発活動を継続し、参画促進を図ることとします。

「参加」と「参画」^{※8}

「参加」とは、組織の一員として活動に加わること。

「参画」とは、意思決定の場や計画作りの場に加わること。

○自治会などの地域の集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言することができにくい雰囲気や状況はありますか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

【自分に合った生き方を!】



施策の方向

重点課題 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進			
施策の方向	(1) 各種審議会への女性の参画促進		主な担当課
具体的な施策	① 審議会等への男女共同参画		
	主な取組	市の審議会等について、男女いずれか一方の委員の割合を4割以上にすることを目標とします。	全課
	② 審議会委員等の公募の拡大と各種団体からの女性の登用		
	主な取組	女性が市政に参画する機会を広げ、幅広い分野からの参画してもらうため、公募制度を積極的に活用します。	全課
具体的な施策	③ 女性の意識の啓発		
	主な取組	女性が政策や方針決定の場に積極的に参画する意識を高めるため、講座や広報等を活用し、啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 職場における女性の登用促進		主な担当課
具体的な施策	① 女性職員の管理職への登用		
	主な取組	女性職員について、管理職、役職への登用を促進します。また、企業・事業者に対し、女性の積極的な登用について理解と協力を求めます。	総務課 商工振興課
	② 男女の職員の職域拡大		
具体的な施策	主な取組	男女の職員の職域拡大に努めるとともに、採用配置について性別で区別することのないように行います。また、企業・事業者に対し、男女の職域拡大について理解と協力を求めます。	総務課 商工振興課
施策の方向	(3) 女性と人材育成の確保		主な担当課
具体的な施策	① 女性の人材育成		
	主な取組	女性リーダー育成のための各種研修、学習機会の充実を図るとともに、女性の自主的な学習を支援します。また、子育て中の女性の積極的な参加を促すため、託児所や授乳室等について配慮していきます。	総務課 社会教育課 子育て支援課 人権啓発・部落差別解消推進課

○指標及び目標値

指 標	計画策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
各種審議会等への女性委員の登用率	24.8%	40%
市の管理職員のうち女性の割合	16.1%	20%

重点課題2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

2020(令和2)年度に実施した意識調査では、家庭内の役割分担について「家計の管理」「食後の片付け」「掃除・洗濯」「PTAへの出席」について、「主に妻(が担っている)」との回答が7割を上回る一方で「町内行事等への参加」については、「主に夫」との回答が約半数を占めていました。

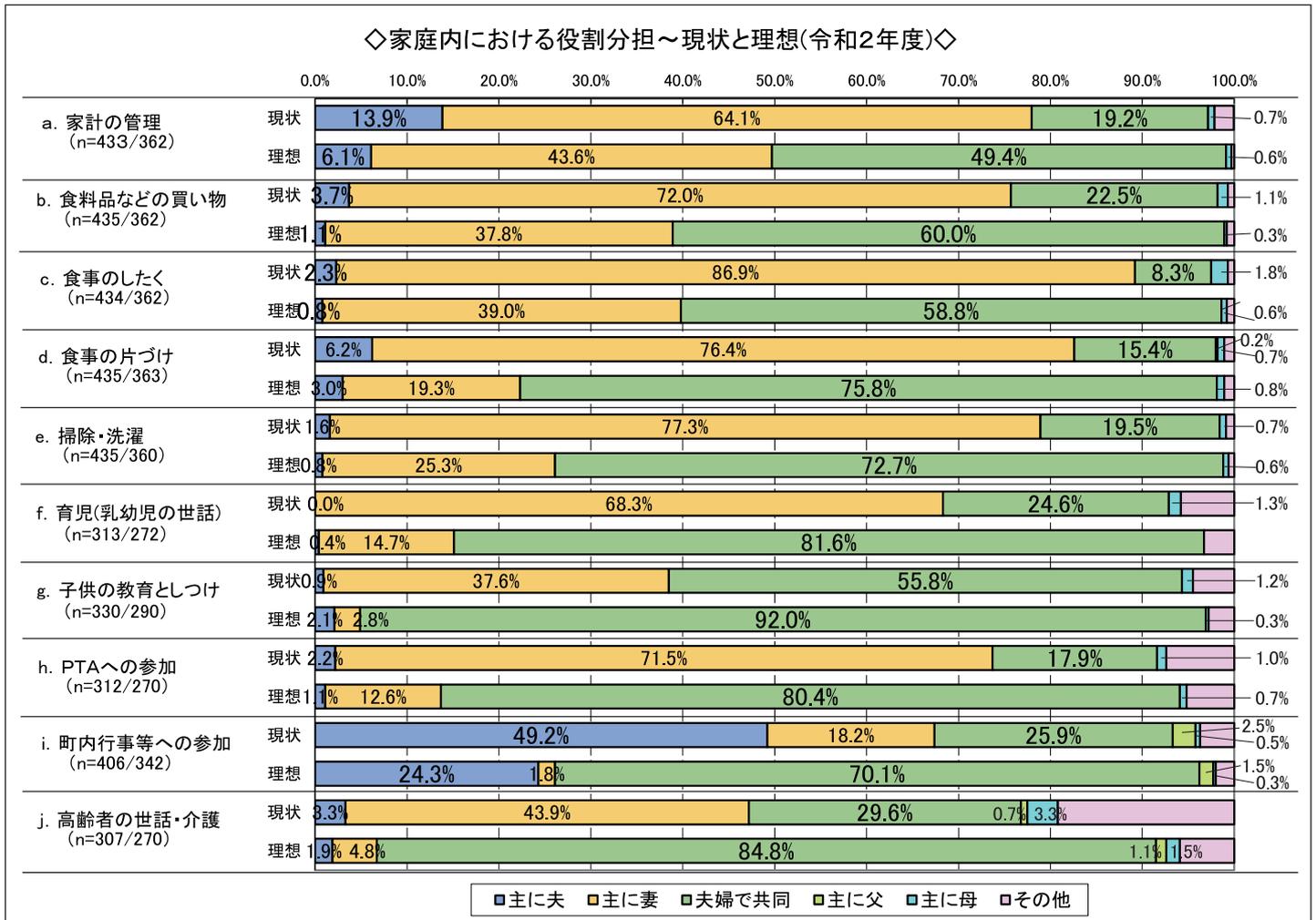
「自治会やPTA等の役職、議員や行政委員への女性の進出が進まない原因」についても調査を実施しましたが、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」「男性がなるほうがよい(なるものだ)」と思っている人が多い」「女性は指導力が低いというような女性の指導力に対する偏見がある」「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」との回答の割合が多くなっていました。

「男性は仕事」「女性は家庭」といった考え方は、前述のとおり徐々に薄れてきています。しかし、実際は「夫婦共同」を理想としながら、家庭内では依然として女性の負担が大きいことが、調査結果から伺えます。

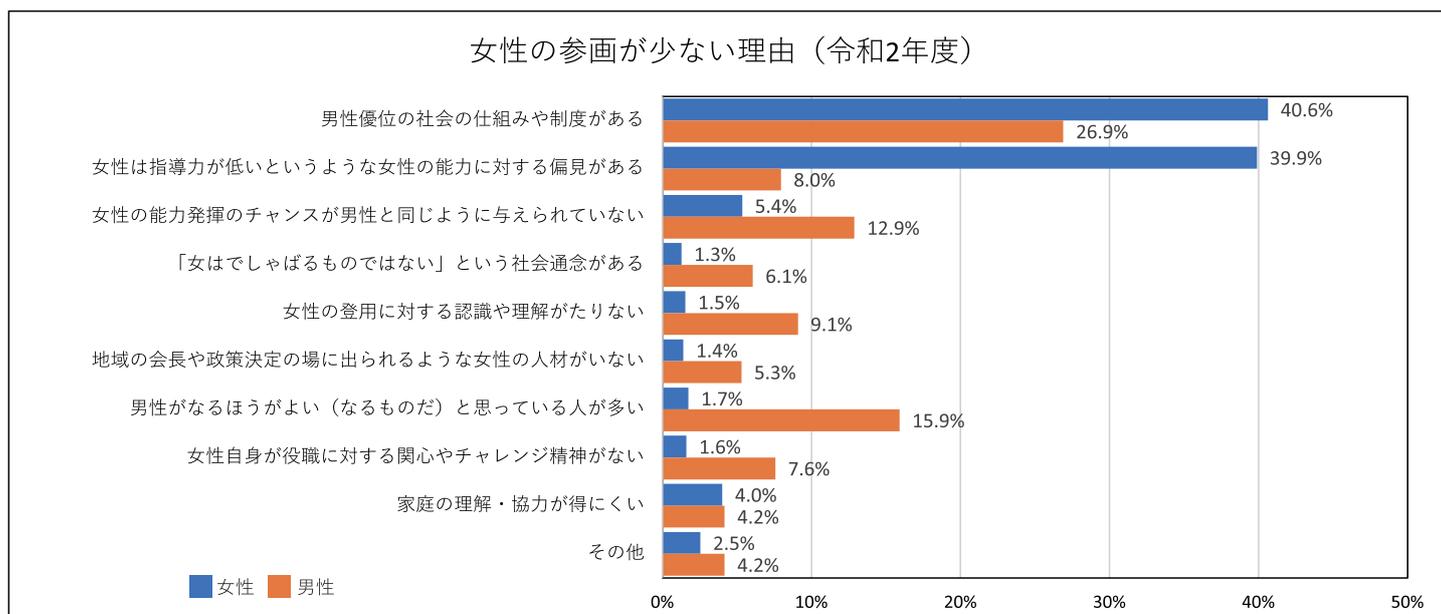
このような現状の改善に向けては、長時間労働を前提とした働き方や家庭や地域の事は男性が決定するとの考え方の見直しが必要であり、今後も各企業や地域組織に対する教育・啓発活動を継続することが求められます。

加えて、講演会や各種研修を通じて、家庭内での役割分担の再考や男性の家事・介護への参画を促すことも必要です。

○あなたの家庭では、次の役割分担を誰がしていますか。あなたの家庭にあてはまる現状とあなたの理想を教えてください。



○女性の社会進出が進んでいますが、議員や審議会委員、町内会の長などにはまだ女性が少ないのが現状です。このように男女の参画が少ない理由は何だと思いませんか。



資料: 宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月



重点課題 2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進			
施策の方向	(1) 家庭における男女共同参画の推進	主な担当課	
具体的な施策	① 家族としての責任を担う家庭生活の推進		
	主な取組	男女がともに家事・育児、介護などの家庭責任を担う意識の高揚を図るため、講演会や講座等の開催に努めます。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
	② 夫婦育児教室への参加促進		
	主な取組	男性が女性の妊娠・出産を理解し、家庭での育児をともに担えるよう、夫婦参加型の育児教室等の開催、参加促進を図ります。	子育て支援課
	③ 男性の家事・育児・介護への参加促進		
主な取組	もうすぐパパママ教室の開催や各種情報等の提供により、男性の家庭参画への促進を図ります。	子育て支援課 介護保険課 人権啓発・部落差別解消推進課	
④ 育児・介護休暇取得の促進			
主な取組	男性の育児・介護への積極的参加のため、育児休業や介護休業制度等の普及や取得促進に努めます。	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課	
施策の方向	(2) 地域活動への男女共同参画の推進	主な担当課	
具体的な施策	① 固定的な役割分担意識の是正のための啓発		
	主な取組	地域活動において、固定的な役割分担意識に基づく習慣やしきたり等により、男女の不平等がないよう、見直しや是正のための啓発を図ります。	人権啓発・部落差別解消推進課
② 地域における啓発の推進			
主な取組	男女共同参画のための地域住民の意識高揚を目的とした講演会などの開催について、積極的な開催を図ります。	総務課 人権啓発・部落差別解消推進課	
施策の方向	(3) 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進	主な担当課	
具体的な施策	① 男女共同参画の視点からの防災		
	主な取組	防災関係の計画づくりや施策に男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理課
	② 男女共同参画の視点からの防災の実践		
	主な取組	地域内の防災点検、防災訓練などを男女が協力して行い、地域で一体となった防災体制づくりを推進します。	危機管理課
③ 避難時における配慮			
主な取組	災害発生後の避難場所の開設や、避難場所の運営・管理などにおいて、男女のニーズの違いに配慮するとともに、女性の安全やプライバシーの確保に努めます。	危機管理課	

重点課題3 働く場における男女平等の推進

【現状と課題】

2020(令和2)年度に実施した意識調査では、「職場における男女の地位は平等になっていると思いますか」との問いに対して、「男性の方が非常に優遇されている」(14.5%)「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(45.2%)との回答が約6割を占めていました。

また、「あなたの今の職場では、女性は男性に比べて仕事の内容や待遇面で差別されていると思いますか」との問いには、「そのようなことはないと思う」との回答が57.0%を占めていました。

一方で「女性が差別されていると思う」との回答は22.8%を占めており、その要因として「賃金に格差がある」(26.5%)「昇進・昇格に差別がある」(17.8%)「女性を幹部職員に登用しない」(9.6%)「結婚したり子どもが生まれたりすると勤めにくい雰囲気がある」(9.6%)が挙げられていました。

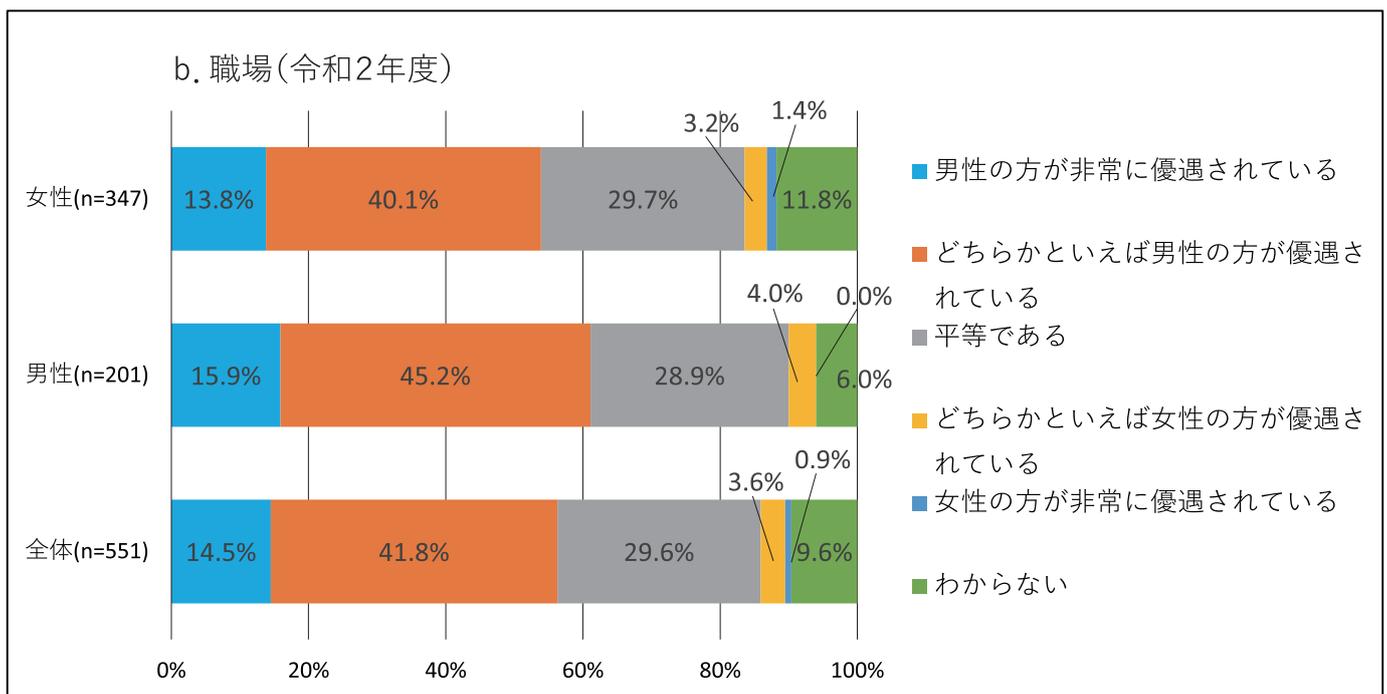
男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等による法制度整備によって、女性の就業者数は2019(令和元)年には3,000万人を超えていますが、現状としては未だ課題が存在することが調査結果からも示されています。

本市をはじめ、国内では高齢化や経済をはじめとした私たちの生活を取り巻く状況の変化から、働く場における女性の役割はさらに大きくなることが想定されます。

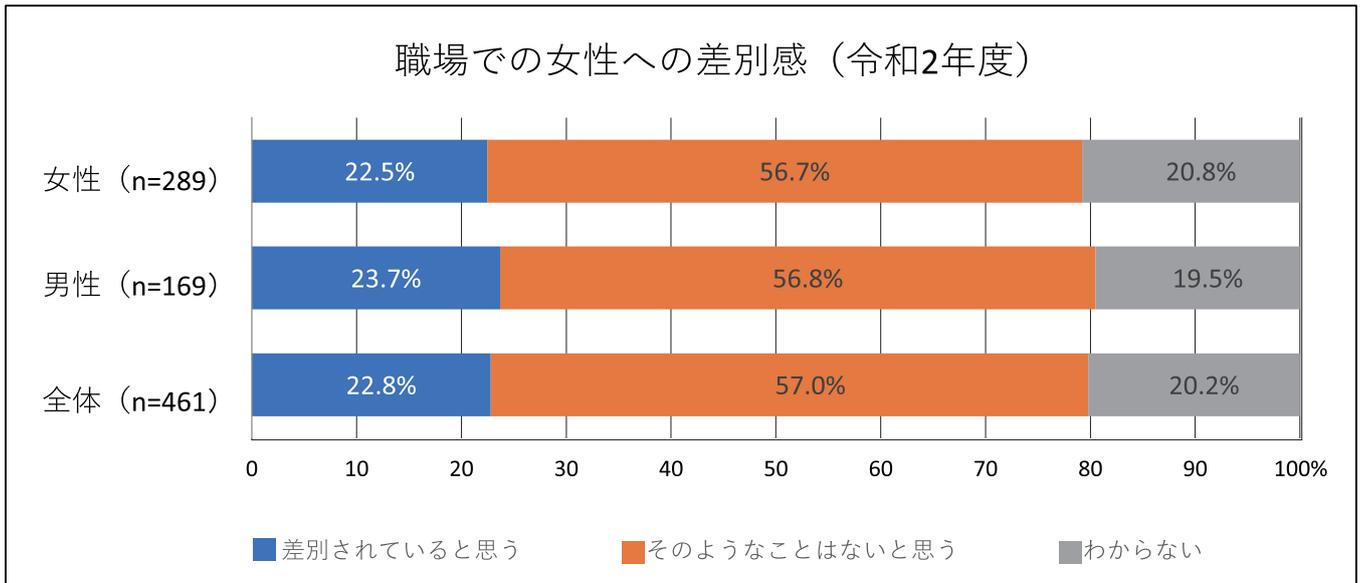
これまで育児や介護については、主に女性がその役割を担ってきました。しかし、多くの女性が就業している現状においては、男性も育児・介護に積極的に関わることができる意識醸成や環境づくりが必要です。

今後は、性別を問わず育児や介護に関する休暇を取得するためのあらゆる環境整備に努めるとともに育児や介護に関する法律や制度についての周知を図り、働く場におけるさらなる男女平等を推進することとします。

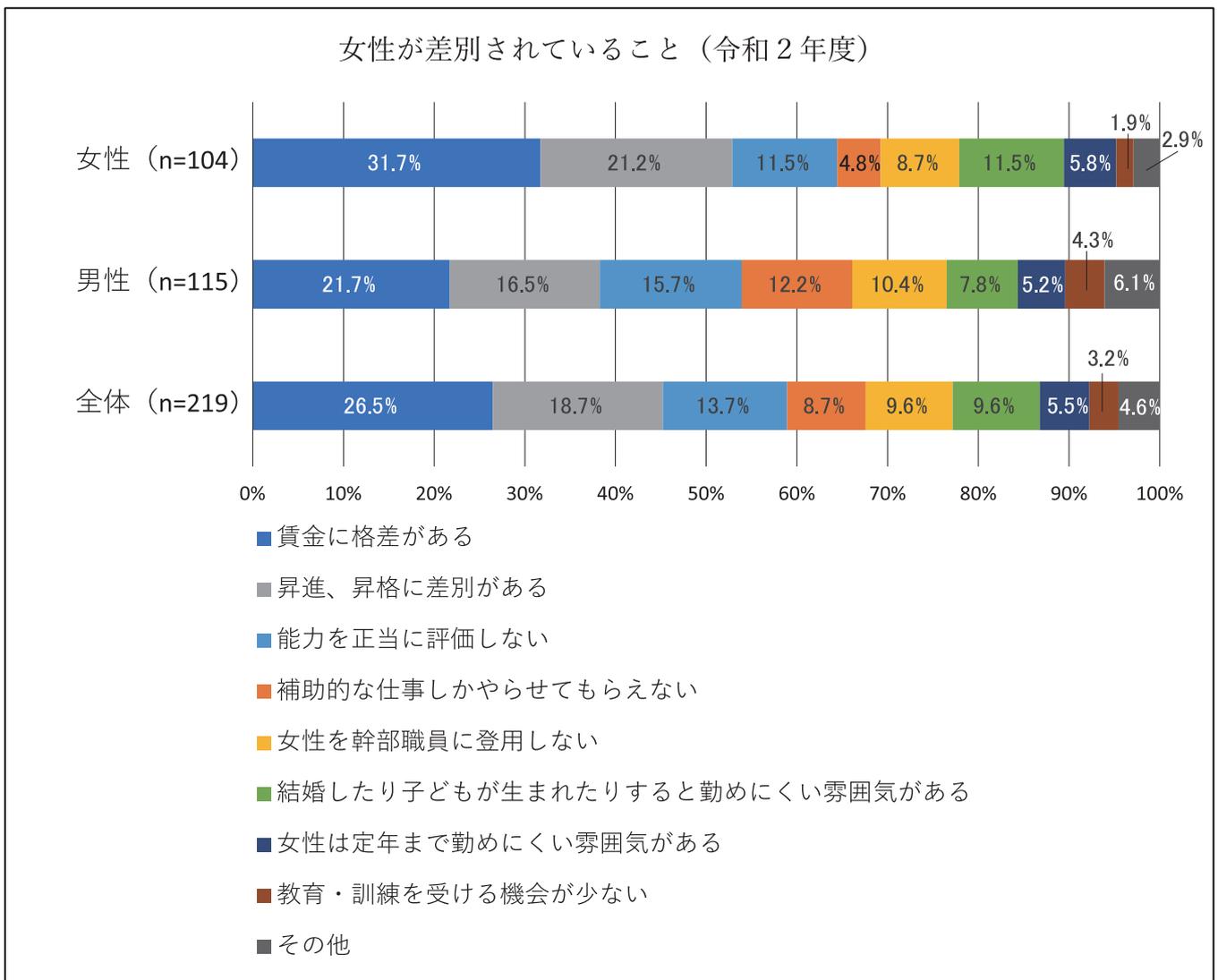
○ 職場においてにおいて男女の地位は平等になっていると思いますか。



○あなたの今の職場では、女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されていると思いますか。



○差別されているのは具体的にどのようなことですか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題3 働く場における男女平等の推進		
施策の方向	(1) 働く場における男女の均等な機会と公平な待遇の確保	主な担当課
具体的な施策	① 男女の雇用機会均等についての啓発	
	主な取組	国・県・関係機関・関係諸団体と連携を図りながら、男女の雇用の機会均等と待遇の均等について周知並びに啓発に努めます。
	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課	
具体的な施策	② 企業訪問による男女共同参画の推進	
	主な取組	人権擁護委員協議会と連携し、企業に対し男女の雇用機会均等、公平な待遇の確保、職域拡大等について理解を求めています。
	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課	
施策の方向	(2) 男女がともに働きやすい環境の整備促進	主な担当課
具体的な施策	① 労働関係法令の周知	
	主な取組	労働関係法令の周知を図り、事業主、労働者がともに制度について十分に理解をし、活用できるように努めます。
	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課	
具体的な施策	② 育児・介護休業を取得しやすい環境整備	
	主な取組	仕事と育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、男女がともに取得できる育児休業、介護休業制度について周知を行います。
	商工振興課 総務課 人権啓発・部落差別解消推進課	
具体的な施策	③ 働く女性の母性保護	
	主な取組	働く女性に対する母性保護のための正しい知識の普及と、職場における健康管理対策及び労働環境の整備について関係機関と連携して周知に努めます。
	商工振興課 子育て支援課 人権啓発・部落差別解消推進課	
施策の方向	(3) 就業条件向上についての啓発	主な担当課
具体的な施策	① 就業条件向上についての啓発	
	主な取組	パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法等について啓発を行い、多様な就業形態における就業条件の整備を進めます。また、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ります。
	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課	
施策の方向	(4) 自営業・農林漁業従事者等の生活・就労環境の整備	主な担当課
具体的な施策	① 自営業・農林漁業従事者等の労働・生活環境の改善	
	主な取組	家内労働者の労働条件の向上と生活の安定に向け支援します。また、農林漁業に従事する女性の地位向上を図るため、労働時間の整備や労働報酬の取り決め等を行う「家族経営協定 ^{※9} 」の締結を推進し、労働・生活環境改善を支援します。
	商工振興課 農政課	
具体的な施策	② 農林漁業経営者への参画支援	
	主な取組	女性が農林漁業の担い手として技術や知識を習得するため、各種研修、講演会等の開催に努めます。
	農政課 林業水産課	
具体的な施策	③ 起業家の育成支援	
	主な取組	女性、若手経営者等を対象に講座を開催し、人材育成を推進します。
	商工振興課	

○指標及び目標値

指標	計画策定時 (令和3年)	目標値 (令和8年度)
市職員における男性の育児休業取得率	6.7%	20%

(備考)

①令和3年に市職員で育児休業を取得した15名の内、男性は1名でした。

②「市職員における男性の育児休業取得率の目標値」は、「宇佐市特定事業主行動計画」で策定されている目標に基づくものです。

重点課題4 働き続けるための支援体制の整備

【現状と課題】

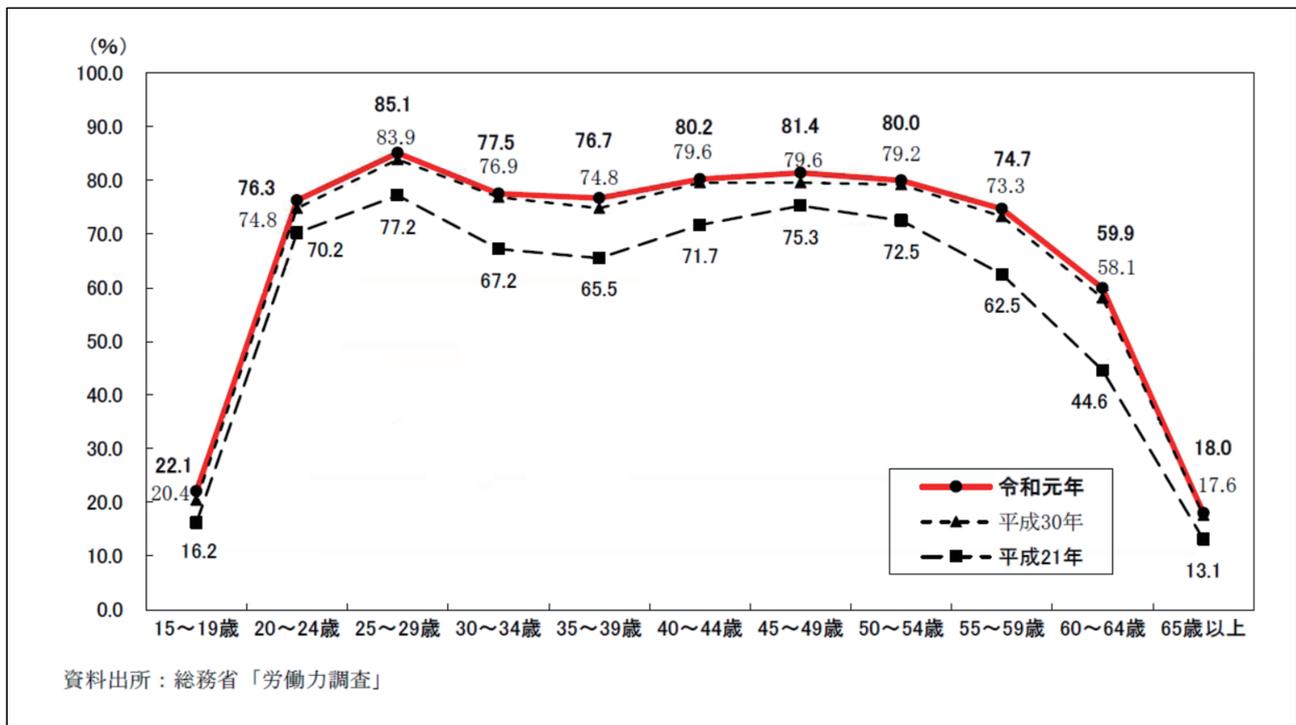
2020(令和2)年度に実施した意識調査では「女性が仕事を続けていくためにはどのような支援改善が必要だと思いますか」との問いに対して、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(28.7%)「育児や介護のための施設を充実すること」(19.0%)「育児や介護の休業利用者が不利益な扱いを受けず、身分保障をされていること」(16.2%)と回答した割合が多くなっていました。

これらの回答は、女性労働者が30歳前後の結婚・出産・育児を機に離職し、その後再度就業する「M字曲線^{※10}」と言われる労働慣行に起因していることが伺えます。

本市においても過疎化や高齢化により、労働力人口は今後も減少を続けることが想定されることから、男性・女性ともに働き続けることができる環境整備が必要です。

そのためには、賃金を始めとした労働条件が男性・女性で平等であり、適法な労働条件の下で働くことができる条件整備を図り、女性が自らの意思により働き続けることができる体制構築が必要です。

女性の年齢階級別労働力率



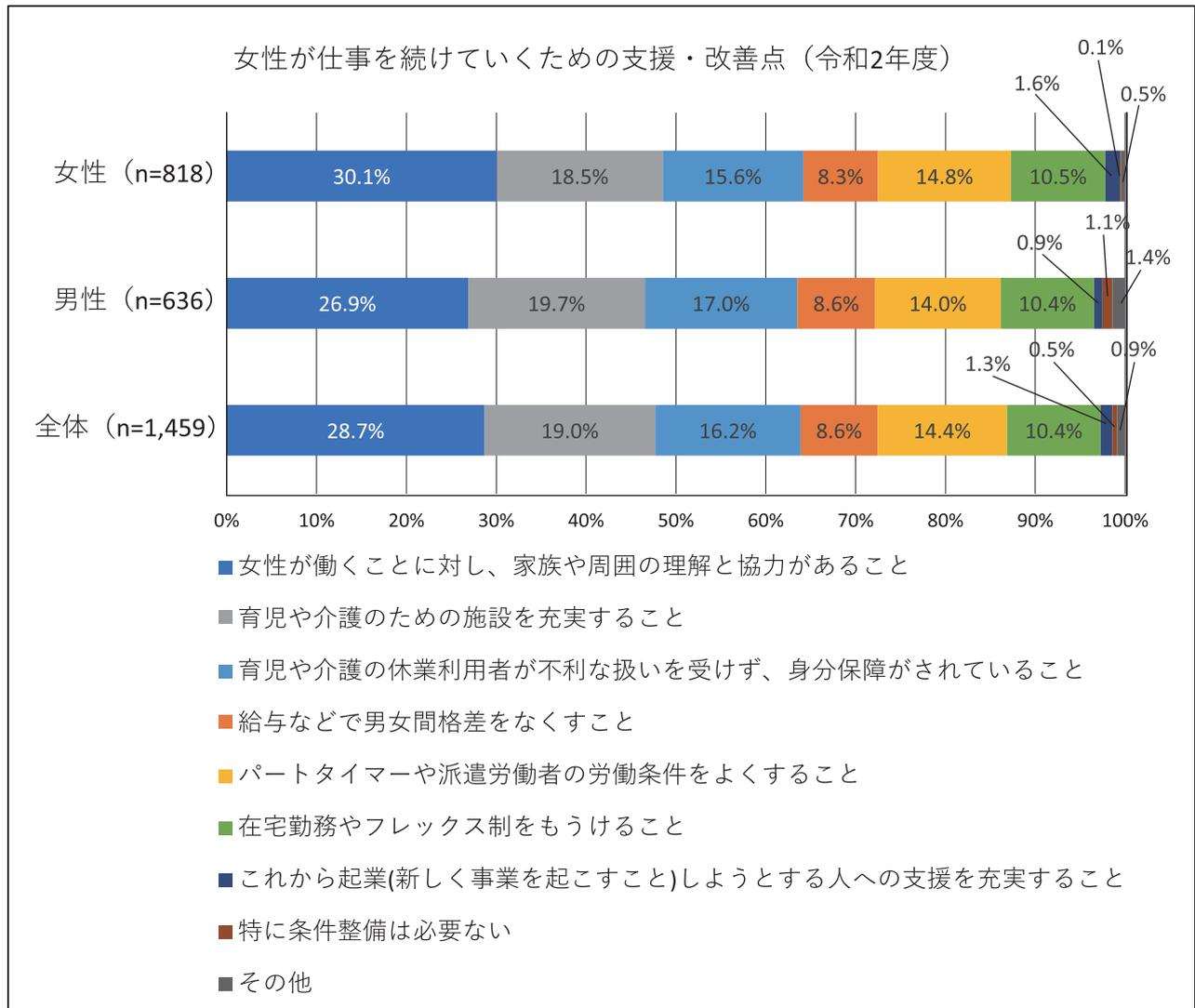
家族経営協定^{※9}

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

M字曲線^{※10}

女子就業率を年齢別に見たときに現われる特有のパターン。結婚・出産・育児期にあたる25歳～35歳の年齢層で一度低下し、子育てが一段落した40歳代で再び就業し、老齢期に向かい下降する。

○女性が仕事を続けていくためには、どのような支援改善が必要だと思いますか。



○あなたは男女共同参画社会の実現のために、行政にどのようなことを望みますか。

項目	人数	割合
保育・介護・家事「サービスや関連施設の充実」	262	18.5%
育児・介護休業制度の「導入徹底」	166	11.7%
職業訓練、就業情報の提供等、女性の「就業支援」	127	9.0%
企業や事業主に対する「啓発活動」	122	8.6%
資格取得等のための「各種職能講座の実施」	121	8.5%
学校教育における「男女平等教育の充実」	110	7.8%
男性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」	100	7.1%
政策決定の場への「女性の登用促進」	91	6.4%
男女共同参画社会づくりのための「拠点施設の整備」	73	5.1%
女性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」	64	4.5%
女性のための「相談業務の拡充」	62	4.4%
暴力等被害から逃れるための「駆け込み寺」	36	2.5%
女性の問題の「学習・研修の実施充実」	25	1.8%
公聴会等による「行政への意見反映」	23	1.6%
性的被害等を受けた女性への「カウンセリング」	18	1.3%

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題 4 働き続けるための支援体制の整備		
施策の方向	(1) 就業機会の拡大	主な担当課
具 体 的 な 施 策	① 再雇用制度の普及促進	
	主な取組	結婚・育児・介護等で仕事を一時中断し、その後再就職を希望する女性に対し、再就職しやすいような各種情報の提供を行うとともに、企業等に雇用機会の拡大を働きかけます。
	② 職業能力開発の支援	
	主な取組	就業しようとする女性に対し、必要な職業訓練等の情報を提供し、職業人として自立が図れるよう支援します。
施策の方向	(2) 働く男女の子育て支援	主な担当課
具 体 的 な 施 策	① 多様な就労形態にあった保育の充実	
	主な取組	働く親の子育て支援として、多様な就労形態に対応するため、時間延長保育や病児保育など、保育環境の整備に努めます。
	② 安心して社会参画できる子育て支援の充実	
	主な取組	子育て中の親に対して年齢に応じて育児相談を受け付けます。さらに必要とする子どものための保育事業や乳児保育事業の充実に努めます。
	③ 児童の放課後対策の充実	
	主な取組	遊べる公園等の確保や、子育て対策も合わせた放課後健全育成事業（児童クラブ）の充実に努めます。
施策の方向	(3) 働く男女の高齢者介護支援	主な担当課
具 体 的 な 施 策	① 介護支援にかかわる情報の提供	
	主な取組	介護にかかわる情報の提供に努め、介護がスムーズに行われるよう支援します。
施策の方向	(4) 働く男女の健康増進	主な担当課
具 体 的 な 施 策	① 健康づくり教室の充実	
	主な取組	働く男女を対象にした健康づくり教室の開催を推進します。
	② 健康意識の啓発と健診機会の充実	
	主な取組	企業・事業所等で働く男女の健康意識の啓発に努めます。また、働きながらも健診が受けやすいよう日曜健診など機会の拡大を図ります。